

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に 関する条例の手引き

令和3年4月1日

長野市環境部環境保全温暖化対策課

1	条例制定の背景	3
2	目的	4
3	定義	4
4	市の責務	5
5	事業者の責務	6
6	条例に基づく手続について	7
	(1) 事前協議	9
	(2) 隣接住民等への説明	11
	(3) 隣接住民等との協議	12
	(4) 特定事業の届出	13
	(5) 特定事業の変更等	15
	(6) 完了報告	16
7	実効性を担保する措置について	17
	(1) 報告の徴収及び立入調査	17
	(2) 勧告	17
	(3) 公表	18
	(4) 国又は県への報告	19
8	附則	19
9	条例に関するQ&A	21

1 条例制定の背景

平成24年7月にFIT法により再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電設備が急速に普及した一方で、設備の設置による様々な課題が生じています。そのため、市では、平成27年9月に野立ての太陽光発電設備の設置に関して、「長野太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を施行し、太陽光発電設備の円滑で適正な導入を推進してきました。

しかし、近年、地すべり防止区域など周辺への影響が懸念される区域での設置や届出対象規模50キロワット未満の設備について、事前説明がなされないことなど、ガイドラインで対応できないケースが増えるとともに、隣接住民等の不安視する声も増えてきている状況にあります。

このような状況に対応するため、必要な事項を定めることにより、早い段階から事業者と住民が、きめ細やかなコミュニケーションを図る機会を設け、事業者が配慮すべき事項を確認し、必要に応じ事業計画を見直す時間を確保することにより、地域環境と調和の図られた事業を推進するために、条例を制定したものです。

※法令等の略称

本手引きにおいては、法令等について下記の省略名で表記している。

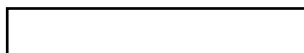
条例：長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

規則：長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則

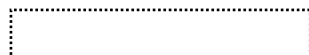
FIT法：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

〈枠線の凡例〉

条例による規定：



規則による規定：



2 目的

(目的)

第1条 この条例は、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、太陽光発電設備の設置そのものを規制するものではなく、必要な事項を定めることにより、事業者と住民が、きめ細やかなコミュニケーションを図る機会を設け、事業者が配慮すべき事項を確認し、必要に応じ事業計画を見直す時間を確保することを目的としています。

3 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 特定事業 太陽光発電設備の設置（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。）を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光発電設備の設置を行う事業を除く。以下「太陽光事業」という。）のうち、本市の区域内に定格出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うものをいう。
- (3) 事業者 設置者（太陽光事業を自ら行うもの又は太陽光事業を発注するものをいう。以下同じ。）及び太陽光事業の施工者（設置者との契約により太陽光事業の施工を請け負う全ての者をいう。）をいう。
- (4) 事業区域 特定事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住する者、当該50メートル以内の区域において農林水産業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区（長野市行政連絡区に関する規則（平成22年長野市規則第1号）第2条に規定する行政連絡区をいう。）の代表者をいう。

【解説】

本条例に規定している基本的用語について定義したものです。

(1) 太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその附属施設（パワーコンディショナーや接続箱等）をいいます。

(2) 特定事業

当該設置に伴う木竹の伐採や造成工事を含みますが、現地調査、測量等の準備工は含みません。

(3) 定格出力

太陽電池モジュールの出力とパワーコンディショナー（PC）の出力のいずれかの小さい方の出力をいいます。なお、PCを複数設置する場合は、各系列における太陽電池の合計出力とPCの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値となります。（原則として、FIT法に基づき事業認定を受けた太陽光発電設備の発電出力と同一となります。）

※定格出力の考え方

（例）次のような場合、定格出力は44.0キロワットとなります。

	系列1	系列2	系列3
太陽電池モジュールの出力	15.0 kW	14.5 kW	16.5 kW
PCの出力	15.5 kW	14.0 kW	15.0 kW

(4) 一団の土地

太陽光発電設備を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路から設備までの進入路や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁）や排水施設、柵塀等を含む土地全体をいいます。具体的には筆界で判断します。

(5) 家屋

住宅に限らず、店舗、工場等を含みます。

(6) その他生活環境等の保全上利害関係を有する者

土地の借地権を有する者、家屋の賃借権を有する者等をいいます。

(7) 行政連絡区の代表者

行政連絡区の区長又は行政連絡区から選出された者をいいます。

4 市の責務

（市の責務）

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用について必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

条例の目的を達成するため、市の責務を定めたものです。

(1) 必要な措置

条例第13条から第16条にかけての報告の徴収及び立入調査、勧告、公表、国又は県への報告をいいます。

5 事業者の責務

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光事業を行うに当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成並びに隣接住民等との良好な関係に配慮しなければならない。

【解説】

設置後のトラブル回避や事業の安定的な運営のため、事業者の責務を定めたものです。なお、事業者の責務は太陽光事業を行うに当たり定めたものであり、特定事業の対象とならない事業についても適用されます。

(1) 関係法令の遵守

関係法令とは、農地法や景観法等、太陽光事業を行うに当たり、必要となる手続に関する法令をいいます。必要な手続に漏れがないことを十分に確認し、事業を実施する必要があります。

(2) 災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮

太陽光発電設備の設置に伴い、様々な課題が生じています。設置する場所に依じて、配慮すべき事項を十分に確認の上で、必要な対策を行うなど、周辺環境に配慮する必要があります。

(3) 隣接住民等との良好な関係に配慮

事業の安定的な運営のためには、隣接住民等との良好な関係に配慮することが重要です。事業の実施に当たっては、隣接住民等へ誠実な対応を行うとともに、事業計画に関する十分な事前説明を行うことにより、信頼関係の構築に努める必要があります。

6 条例に基づく手続について（条例第6条～15条）

特定事業を行おうとする事業者は、隣接住民等への説明や市への届出等、条例に基づく手続が必要となります。

※適用範囲

（適用範囲）

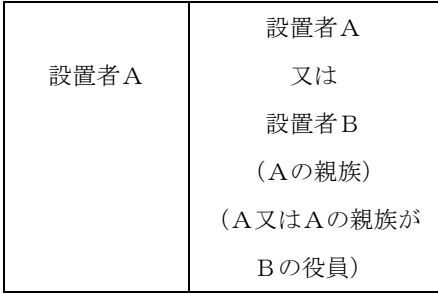


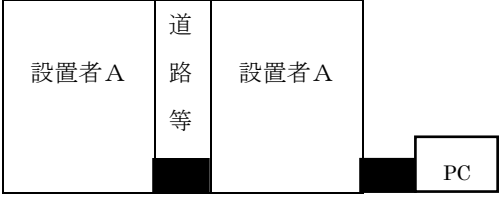
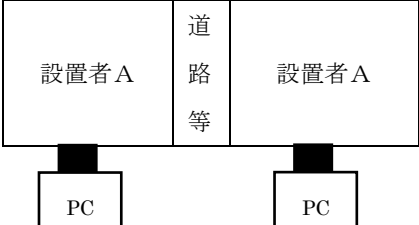
第5条 太陽光事業を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行った土地（以下この条において「太陽光事業に係る土地」という。）と太陽光事業に係る土地とが近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの太陽光事業を一の太陽光事業とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) それぞれの太陽光事業に係る設置者が同一である場合
- (2) それぞれの太陽光事業に係る設置者が親族の関係にある場合
- (3) 太陽光事業に係る設置者の一方又はその親族が法人その他の団体の役員であって、他の一方が当該法人その他の団体である場合

【解説】

複数の20キロワット未満の設備を近接して設置する事業についても、上記に該当する場合においては、一の事業とみなして、条例の規定を適用します。次の例により一体として判断される場合には、条例に基づく手続が必要となることに留意してください。

(適用範囲の例)

区分	ケース	イメージ
一体	<p>①隣接した土地で次のケース</p> <p>(1) 設置者が同一</p> <p>(2) 設置者Aと設置者Bが親族の関係にある場合</p> <p>(3) 設置者の一方又はその親族が法人その他の団体の役員であって、他の一方が当該法人その他の団体である場合</p>	
一体 (設置者Aについて一体)	<p>②近接した土地で他事業者と共同して同事業者の隣接を避けつつ設置するケース</p>	
一体	<p>③私道を意図的に設置し、隣接を避けつつ設置するケース</p>	
一体	<p>④道路や農地等の土地を挟んでおり、隣接はしていないが、共用方法が一体^{※1}のケース</p> <p>※1 太陽光パネルを近接した土地に設置しているパワーコンディショナーに接続しているケース</p>	
一体ではない	<p>⑤道路や農地等の土地を挟んでおり、共用方法が別のケース</p> <p>※FIT 法に基づく事業認定が同一の場合には、共用方法が別であっても、一体とみなします。</p>	

(1) 事前協議

(事前協議)

第6条 次に掲げる特定事業を行おうとする事業者は、当該特定事業に着手しようとする日の90日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る事業計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域において行う特定事業
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林の区域において行う特定事業
- (6) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第2条第4号に規定する対象事業に該当するものを除く。）

2 市長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）が終了したときは、当該事業者に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に当該特定事業に係る意見を付するものとする。

4 事業者は、事前協議の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長と再度協議しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 事業者は、事前協議の中止又は廃止をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(事前協議)

第3条 条例第6条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、長野市特定事業事前協議書（様式第1号）に、事業計画書（事前協議用）（様式第2号）及び事業区域に関する概要書（様式第3号）並びに別表第1に掲げる書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

(事前協議に係るこれに準ずる区域)

第4条 事前協議に係る条例第6条第1項第2号から第4号までに規定するこれに準ずる区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 条例第6条第1項第2号に規定するこれに準ずる区域 長野県が地すべり危険箇所及び地すべり危険地として公表している区域

(2) 条例第6条第1項第3号に規定するこれに準ずる区域 長野県が急傾斜地崩壊危険箇所として公表している区域

(3) 条例第6条第1項第4号に規定するこれに準ずる区域 長野県が土石流危険渓流及び土石流危険区域として公表している区域

(事前協議の内容の変更を要しない軽微な変更)

第5条 条例第6条第4項前段に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 事業区域の面積の縮小

(2) 太陽光発電設備の定格出力の縮小

(3) その他市長が認める軽微な変更

(事前協議の内容の変更)

第6条 条例第6条第4項前段の規定による協議は、長野市特定事業事前協議変更協議書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

(事前協議の中止又は廃止)

第7条 条例第6条第5項の規定による届出は、長野市特定事業事前協議中止(廃止)届出書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

事前協議時の提出書類(規則第3条)	
長野市特定事業事前協議書(様式第1号)	
事業計画書(事前協議用)(様式第2号)	
事業区域に関する概要書(様式第3号)	
位置図	
公図の写し	隣接住民等に係る範囲、地番及び所有者
配置図	縮尺1,000分の1以上の図面で方位、事業区域の境界及び太陽光発電設備の配置
土地造成計画平面図及び断面図	縮尺1,000分の1以上の図面で切土箇所、盛土箇所、高低差、法面の勾配角度、擁壁等保護施設の配置状況等
雨水排水計画図	雨水排水処理の方法、排水施設の設置場所及び排水先

太陽光発電設備の構造図	設置予定の太陽光発電設備の種類及び数 (太陽光パネル及びパワーコンディショナーの仕様書又はカタログ等によること。)
現況カラー写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況
その他市長が必要と認める書類	関係法令チェックリストなど

【解説】

周辺環境への影響が特に懸念される特定事業について、計画を見直す時間を確保するため、事前協議を定めたものです。

太陽光発電設備の設置に伴う土地の造成工事などにおいて、その土地の状況によっては、適切な措置を行わない場合、土砂の流出等を発生させるおそれがあります。また、地すべり等により、太陽光発電設備が流出することにより、二次災害が生じるおそれもあります。対象となる区域等で特定事業を実施する場合には、事業区域や周辺環境の状況を十分に確認した上で、必要に応じて、計画を見直すなど、特に配慮する必要があります。

ア 事前協議の内容の変更

事前協議の内容の変更を要しない軽微な変更を除く、事業計画書（規則様式第2号）に関する内容の変更（施工者の変更、事業区域の面積の拡大、定格出力の増加等）や規則別表1に規定する添付図書の内容に関する変更（開発面積の拡大、雨水排水計画の変更等）をいいます。

（2） 隣接住民等への説明

（隣接住民等への説明）

第7条 事業者は、特定事業に着手する日の60日前まで（事前協議の対象となる特定事業を行うときにあっては、当該事前協議又は前条第4項前段の規定による協議の終了後、当該特定事業に着手する日の60日前まで）に、隣接住民等に対して次に掲げる説明事項（以下「説明事項」という。）に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動の対策
- (6) 工事中の資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 前条第3項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）に規定する意見への対応

(9) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に対して説明事項に関する説明を行うことができる。
- 3 事業者は、隣接住民等に対して前2項の規定により説明事項を説明したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。
- 4 事業者は、隣接住民等の理解が得られるよう説明事項に関する説明に努めなければならない。

(隣接住民等への説明)

第8条 条例第7条第2項に規定する規則で定める方法は、隣接住民等への資料の回覧又は送付その他市長が適当と認める方法とする。

(隣接住民等への説明の報告)

第9条 条例第7条第3項の規定による説明の内容の報告は、長野市特定事業説明会開催等報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 説明を行うに当たり配布した資料
- (2) 隣接住民等一覧表兼説明方法一覧表(様式第7号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

【解説】

太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令を遵守し、適切に事業を実施した場合においても、事前周知を行わないなど隣接住民等とのコミュニケーション不足等により、隣接住民等との関係が悪化することがあります。これらを未然に防ぎ、事業を地域と調和して長期安定的に行うため、隣接住民等への説明及びその説明事項を規定したものです。なお、説明会を開催することが困難であると市長が認める場合を除き、説明会により、説明を行う必要があります。

ア 説明会を開催することが困難であると市長が認めるとき

(ア) 感染症等の流行により開催することが望ましくない場合(他の方法に代えて周知した上で、隣接住民等が説明会を要望した場合には、対策を十分に講じた上で、説明会を実施する必要があります。)

(イ) 隣接住民等が説明会の開催に応じず、説明会での説明が困難な場合

(3) 隣接住民等との協議

(隣接住民等との協議)

第8条 隣接住民等は、前条第1項又は第2項の規定により説明を行った事業者に対し、

当該説明が行われた日から起算して10日を経過する日までの間に、説明事項に関して意見書を提出することができる。

第9条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(隣接住民等との協議)

第10条 条例第9条第1項の規定による隣接住民等との協議は、条例第8条に規定する意見書(以下「意見書」という。)を提出した隣接住民等に対し、意見書に対する見解を示した書類(以下「見解書」という。)を交付して行うものとする。

(隣接住民等との協議の報告)

第11条 条例第9条第2項の規定による協議の内容の報告は、長野市特定事業隣接住民等協議内容報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 意見書の写し
- (2) 見解書の写し
- (3) 隣接住民等との協議を行うに当たり配布した資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

【解説】

説明会による説明に加えて、事業者と隣接住民等との協議を規定することにより、隣接住民等が、より詳細に事業計画について、確認できる機会を設けたものです。

(4) 特定事業の届出

(特定事業の届出)

第10条 事業者は、特定事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に着手する日の30日前まで(前条第1項の規定により隣接住民等との協議を行ったときにあっては、当該協議の終了後、当該特定事業に着手する日の30日前まで)に、当該特定事業の事業計画書、第7条第3項及び前条第2項の規定による報告に係る書類その他の規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定事業の届出)

第12条 条例第10条の規定による届出は、長野市特定事業届出書（様式第9号）によるものとする。

2 条例第10条に規定する規則で定める書類は、事業計画書（特定事業届出用）（様式第10号）及び別表第2に掲げる書類とする。

特定事業の届出時の提出書類（規則第12条）	
長野市特定事業届出書（様式第9号）	
事業計画書（特定事業届出用）（様式第10号）	
位置図	
公図の写し	隣接住民等に係る範囲、地番及び所有者
配置図	縮尺 1,000分の1以上の図面で方位、事業区域の境界及び太陽光発電設備の配置
土地造成計画平面図及び断面図	縮尺 1,000分の1以上の図面で切土箇所、盛土箇所、高低差、法面の勾配角度、擁壁等保護施設の配置状況等 (造成を行わない場合は不要)
雨水排水計画図	雨水排水処理の方法、排水施設の設置場所及び排水先
太陽光発電設備の構造図	設置予定の太陽光発電設備の種類及び数 (太陽光パネル及びパワーコンディショナーの仕様書又はカタログ等によること。)
現況カラー写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況 ※写真撮影した位置、方向について、配置図等を利用して明記すること。
長野市特定事業説明会開催等報告書（様式第6号）	次に掲げる書類を添付 (1)説明を行うに当たり配布した資料 (2)隣接住民等一覧表兼説明方法一覧表（様式第7号） (3)その他市長が必要と認める書類
長野市特定事業隣接住民等協議内容報告書（様式第8号）	次に掲げる書類を添付 (1)意見書の写し (2)見解書の写し

	(3) 隣接住民等との協議を行うに当たり配布した資料 (4) その他市長が必要と認める書類
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に係る認定通知書の写し	FIT法の認定申請中の場合は、当該申請書の写し（出力が確認できる部分）を、FIT法の認定を受けない場合やFIT法の認定申請前の場合は、想定される出力を説明できる資料を提出すること。
その他市長が必要と認める書類	関係法令チェックリスト 特定事業事前チェックリストなど

【解説】

特定事業の届出について、規定したものです。届出制とすることで、事業者が配慮すべき事項を十分に確認する機会を確保するとともに、隣接住民等へ一定の水準の説明が実施されているか確認することを目的としています。

（５）特定事業の変更等

（特定事業の変更等）

第11条 事業者は、特定事業の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。特定事業の中止又は廃止をしようとするときも、同様とする。

（特定事業の内容の変更を要しない軽微な変更）

第13条 条例第11条前段に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 太陽光発電設備の定格出力の縮小
- (3) その他市長が認める軽微な変更

（特定事業の内容の変更等）

第14条 条例第11条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類によるものとする。

- (1) 特定事業の内容の変更をしようとするとき 長野市特定事業変更届出書（様式第11号）及び市長が必要と認める書類
- (2) 特定事業の中止又は廃止をしようとするとき 長野市特定事業中止（廃止）届出書（様式第12号）及び市長が必要と認める書類

【解説】

特定事業の変更、中止又は廃止について、定めたものです。

ア 特定事業の内容の変更

特定事業の内容の変更を要しない軽微な変更を除く、事業計画書（様式第10号）に関する内容の変更（施工者の変更、事業区域の面積の拡大、定格出力の増加等）や規則別表2に規定する添付図書の内容の変更（開発面積の拡大、雨水排水計画の変更等）をいいます。なお、変更があった場合には、隣接住民等へ回覧等による周知を図った上で、隣接住民等から要望があった場合には、再度説明会を開催する必要があることにも留意する必要があります。

なお、事業区域の拡大の場合には、隣接住民等の範囲が変わるため、再度説明会を開催する必要があると生じます。また、事前協議の対象でない特定事業について、事業区域の拡大により、事前協議対象の特定事業となる場合においては、事前協議の手続から再度行う必要があることにも留意する必要があります。

（6）完了報告

（完了報告）

第12条 事業者は、特定事業が完了したときは、当該特定事業が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（完了報告）

第15条 条例第12条の規定による報告は、長野市特定事業完了報告書（様式第13号）に事業区域内及び事業区域周辺の状況並びに柵、塀等及び標識の設置状況が分かる現況カラー写真その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

【解説】

特定事業の完了報告について、定めたものです。

7 実効性を担保する措置について（条例第13条～第16条）

市は、条例の目的を達成するため、報告の徴収及び立入調査、勧告、公表、国又は県への報告をすることができます。

（1）報告の徴収及び立入調査

（報告の徴収及び立入調査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（身分証明書）

第16条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第14号）によるものとする。

【解説】

報告の徴収及び立入調査について、定めたものです。本条例による届出等を行っていないと疑われる事業の確認又は届出状況との整合性を確認する必要がある場合等において、その状況を把握するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は立入調査をできるようにしています。

（2）勧告

（勧告）

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事前協議（第6条第4項前段の規定による協議を含む。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。

(2) 第10条又は第11条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(勧告)

第17条 条例第14条の規定による勧告は、勧告書を交付することにより行うものとする。

【解説】

本条例の目的が達せられるよう、事前協議又は届出を行わない事業者や虚偽の事前協議又は虚偽の届出をした事業者に対して、勧告を行うことができるよう定めたものです。

(3) 公表

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた事業者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第18条 条例第15条第1項の規定による公表は、長野市公告式条例（昭和41年長野市条例第1号）に定める掲示場における掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(公表に係る意見を述べる機会の付与等)

第19条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、通知書を交付することにより行うものとする。

2 前項の規定による通知書の交付を受けた事業者は、公表に関する意見書（様式第15号）を提出するものとする。

【解説】

勧告に従わない場合における、公表について、定めたものです。

(4) 国又は県への報告

(国又は県への報告)

第16条 市長は、前条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

【解説】

公表を行った場合において、国又は県への報告について、定めたものです。

ア FIT法との関係

FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられるよう規定されています。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に違反した行為を行う場合には、FIT法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意する必要があります。

8 附則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（平成27年9月1日施行）第7第1項に規定する届出書が市長に提出され、令和3年4月30日までに着手している太陽光事業については、この条例の規定は、適用しない。

【解説】

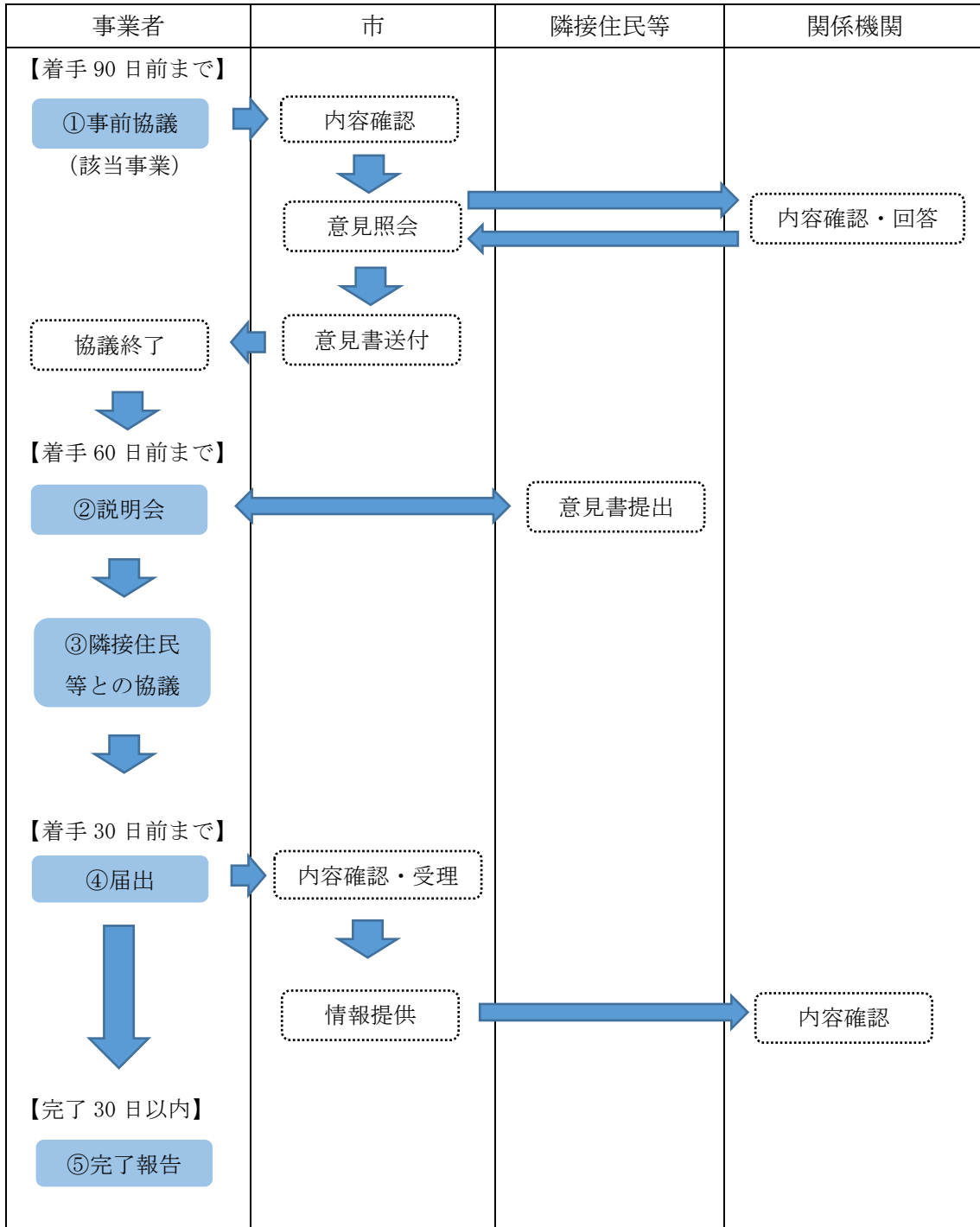
本条例の施行期日及び経過措置を定めたものです。

(1) 着手

現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、木竹の伐採や造成工事を含むが、現地調査、測量等の準備工は含まないものとします。

なお、工事の着手に当たっては、関係法令における必要な手続等を行った上で着手されるものであることのほか、工事に着手した後に、正当な理由なく工事を行わないなど、継続性が確認できないものについて着手とみなすことができない場合があることに留意する必要があります。

手続のフロー



9 条例に関するQ&A

- Q 1 既に設置されている太陽光発電設備については条例の規定は適用されますか。
- A 1 適用されません。ただし、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光)」では、防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うよう努めることとされています。そのため、既に設置されている設備についても、問題が生じた場合には、必要な対策を施したり、住民へ改めて説明を行うなど、住民との良好な関係に配慮してください。
- Q 2 市境に設置する場合において、市外設置部分について、条例は適用されますか。
- A 2 条例は、本市における太陽光発電設備の設置に関し、適用されるため、市外設置部分については、条例は適用されません。
- Q 3 隣接住民等の範囲は市外に及びますか。
- A 3 隣接住民等の範囲は市外に及びません。ただし、事業者としての説明責任や円滑な事業実施等の観点から、説明することが望ましいです。
- Q 4 事業区域の境界からの距離は実測する必要がありますか。
- A 4 地図上の直線距離で構いません。
- Q 5 カーポート上に設置する太陽光発電設備に関しては条例の規定が適用されますか。
- A 5 建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面及び屋上に設置する太陽光発電設備については、条例の規定は適用されません。
カーポートは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当するため、カーポート上に設置する太陽光発電設備を設置するものについては、本条例の規定は適用されません。
- Q 6 事前協議の対象となる区域はどのように確認すればよいですか。
- A 6 信州くらしのマップで確認をすることができます。詳しくはそれぞれの担当部署へお問い合わせください。
- Q 7 事前協議を行う前に説明会を実施してもよいのですか。
- A 7 説明会は事前協議実施後に行うよう規定しております。事前協議における市の意見について、説明会における説明事項としているため、説明会は事前協議後に実施してください。なお、説明会を早めに行いたいという場合には、お手数ですが、事前協議

についても、早めに行っていただくよう御協力をお願いします。

Q 8 事前協議開始から終了までにどのくらいの期間がかかりますか。

A 8 関係機関への意見照会が必要なため、概ね2～3週間程度必要となります。

Q 9 説明会はどこで行えばよいですか。

A 9 特に決まりはありませんが、地区の公民館など住民の皆さんが集まりやすい場所で実施する必要があります。場所や日時の決定に際しては、区長等と十分相談してください。

Q 10 説明会の周知はどのように行えばよいですか。

A 10 説明会の開催に当たっては、十分、住民の皆さんに開催することを知らせていただく必要があります。開催案内を示したチラシのポスティング、自治会の回覧等により周知する必要があります。なお、住民が参加しやすいよう、周知開始から説明会までの間は、一定期間以上を設けることが望ましいです。

Q 11 事業を実施するに当たり、隣接住民等の同意は必要ですか。

A 11 同意は必要ありませんが、事後のトラブルを防止するため、懸念される影響やその対策について、十分な説明を行うとともに、隣接住民等に対して、誠実な対応を行い、理解を得られるよう努めてください。

Q 12 事前協議書や特定事業届出書の届出は設置者もしくは施工者どちらが行えばよいのですか。

A 12 設置者又は施工者のいずれかが行ってください。ただし、一事業の届出や報告はすべて同一の者が行ってください。

Q 13 令和3年4月30日までに着工をする予定で、ガイドラインに基づく届出を行いましたが、着工が4月30日以降となってしまいました。条例に基づく手続は必要ですか。

A 13 条例に基づき、説明会の実施や届出等、再度手続を行っていただく必要があります。